

経緯・背景

- 令和2年3月<県方針制定>
 - 県は、「山梨県県産木材利用促進条例」に基づき「県産木材の利用の促進に関する基本方針」(以下「県方針」という。)を制定
 - 県方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」により定めることができるとされている「建築物における木材の利用の促進に関する都道府県の基本方針」を兼ねる内容となっている。
※なお、都道府県の基本方針は、同法により国の基本方針に則して定めるものとされている。
- 令和3年10月1日<法律改正>
 - 法律の題名・目的の見直し
 - ・ 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
 - ・ 目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加(改正前は「森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与すること」)
 - 法律の対象の拡大
 - ・ 目的の見直しに伴い、木材利用の促進を図る対象を次のように改正
 - ✓ 公共建築物等から民間建築物を含む建築物一般に拡大
 - ✓ 低層建築物から中高層建築物に拡大(注1)
 - 民間建築物における木材利用を進めるための取り組み
 - ・ 事業者等と地方公共団体による建築物木材利用促進協定の制度の創設(注2)
 - ・ 国・都道府県による木材利用に関する技術的情報の提供
- 令和3年10月1日<国基本方針改正>
 - ・ 法改正に伴い国基本方針についても改正された。



法及び国方針改正に伴い県方針について見直しの検討を行う

(注1) 中高層建築物等への木材利用事例

- 木質耐火部材などの開発により高層建築物の木造化が可能となった。



(鉄骨造+木造の混構造10階建て共同住宅)

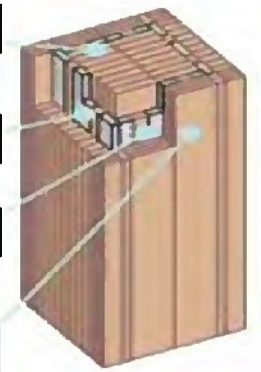
●耐火部材

荷重支持部

燃え止まり層

燃え止まり層

燃え代層



(注2) 建築物木材利用促進協定制度について

- この協定制度は、建築主が国又は地方公共団体と協働・連携して取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進を図るものである。
- 県は必要な指導・助言や活用できる補助制度などの情報提供に努める。

